

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（群馬県）

1 期間 第1四半期（4月～6月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	37	週1回	130	29
果実類	3	週1回	15	8
きのこ・ 山菜類	5 { 原木しいたけ 乾しいたけ その他	週1回 月2回 月2回	60	20 (野生のものは全市町村)
畜産物	3 { 牛肉 豚肉 鶏肉	全頭検査 月1回 3ヶ月に1回	— 6 2	— — —
野生鳥獣肉	—	不定期	—	—
乳	1	週1回	36	—
穀類	1	週1回	4	1
海産魚種	該当なし			
内水面魚種	3	採捕の都度	286	18
その他	1 (茶)	茶期ごと	7	2
小計	57	—	547	83
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	—	5回	30	/
計	57	—	577	83

群馬県放射性物質検査計画(H25年度第1四半期)

区分	対象品目		検査時期			検査頻度	採取地域等	備考欄	担当課
	分類	品目	4月	5月	6月				
C	野菜類	国民の摂取量を勘案した品目・生産状況を勘案した主要農林水産物	○	○	○	1回/週	市町村		技術支援課
C	果実類		○	○	○	1回/週			
A	きのこ・山菜類	原木しいたけ	○	○	○	1回/週			林業振興課
B		乾しいたけ	○	○	○	2回/月			
A		菌床しいたけ							
A		その他きのこ類							
A	山菜類(野生)	○	○	○	不定期		発生状態による		
A	肉	野生鳥獣肉	○	○	○	不定期		検体の捕獲状況による	自然環境課
A		牛肉	○	○	○	全頭検査	と畜場	県外と畜場出荷にあつては、3ヶ月に一度生産者等から検査結果を確認する。	畜産課
C		豚肉	○	○	○	1回/月	食肉処理施設		
C		鶏肉	—	—	○	1回/3ヶ月	食鳥処理施設		
A	水産物	内水面魚種	○	○	○	採捕の都度	河川、湖沼	採捕の都度検査	蚕糸園芸課
C	穀類	そば	—	—	○	1回/週	市町村		技術支援課
C	乳	原乳	○	○	○	1回/週	クーラーステーション		畜産課
A	その他	茶	—	○	○	茶期ごと	市町村		技術支援課
C	流通食品	加工食品等	○	○	○	2回/月	製造所、販売所		衛生食品課 食品安全課

※区分「A～C」については、平成25年3月19日付けで厚生労働省が示した「地方自治体の検査計画について」に基づく対象品目を以下のとおり区分(平成24年4月1日～平成25年2月28日までの検査結果に基づく。)したものである。

- A: 県内産で基準値(一般的には100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出された品目
- B: 県内産で基準値の1/2(一般的には50Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出された品目
- C: その他(継続的なモニタリングが必要な品目、国民の摂取量を勘案した品目、生産状況を勘案した主要農林水産物、市場流通食品、乾燥して食用とする加工品等)